

資料 2 - 4

平成 29 年度第 2 回西三河南部東医療圏保健医療計画策定委員会(平成 30 年 2 月 14 日開催)で出された意見・修正(案)

(西三河南部東) 医療圏保健医療計画

No	該当ページ	意見	確認結果及び対応	備考
1	資料 2-2(No.29) 案 34 ページ 第 2 章 第 5 節 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化	(4) 児童・思春期精神疾患 課題欄 原案では、「○ 児童・思春期精神疾患に対応できる専門病床を更に確保していく必要があります。」と課題欄に記載しているが、県の指摘で削除となっている。なぜか。課題として残しても良いのではないか。	県障害福祉課こちらの推進室に確認。 「病床整備については、全県の課題であり、医療県単位で対応するのは困難な課題と思われるので、医療圏計画では削除とした。」との回答であった。 ⇒ <u>削除のままとする。</u>	
2	資料 2-2(No.30) 34 ページ 第 2 章 第 5 節 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化	(5) 発達障害 現状欄 原案では、「平成 29 年 4 月に開設した岡崎市こども発達センターでは、主に 6 歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。また、地域支援活動として発達障害について市民向けの講演会開催等を行っています。」 原案修正「平成 29 年 4 月に開設した岡崎市こども発達センターでは、主に 6 歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。」 原案修正では、「また、…。」を、パブコメ(岡崎市)の意見により削除となっているが、平成 29 年度から実施しているので、削除ではなく、語尾を「…行います。」と記載すれば良いのではないか。	岡崎市に確認。 「「…行います。」の記載であれば、文章の削除でなくて良い。」との回答であった。 ⇒「 <u>また、地域支援活動として発達障害について市民向けの講演会開催等を行います。</u> 」と記載する。	

No	該当ページ	意見	確認結果及び対応	備考
3	資料 2-2 (No.32) 35 ページ 第2章 第5節 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化	2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化 (9) 身体合併症 課題欄 精神と身体合併症の治療可能な総合病院が減り、苦慮している現状がある。これも課題と思うが、いかがか。	所内で検討。 県全体の課題となるので、医療圏計画には記載せず、県担当課に、委員の意見を伝えた。 ⇒ <u>修正なしとする。</u>	
4	資料 2-2 記載なし 第2章 第5節 精神保健医療対策	当医療圏では、精神障害者を収容する矯正施設である岡崎医療刑務所があり、帰住地を持たない退所者に対する、岡崎医療刑務所からの措置診察などの通報処理があることは、この医療圏の特徴と思われる。 前回作成の保健医療計画では、精神保健医療対策の項目は、1 予防・アクセス、2 治療・回復・社会復帰、3 精神科救急、4 措置入院、5 主な疾患となっており、4 措置診察の項目でその地域の特徴を記載した。 今回の医療圏保健医療計画では、措置診察の項目がなく、この医療圏の特徴を記載出来ないが、いかがか。	所内で検討。 前回の保健医療計画における措置入院の項目は、岡崎医療刑務所の帰住地を持たない退所者の通報処置・地域移行に関する内容で、各地の刑務所から岡崎医療刑務所に入所してくるこういった方々への対応や課題について、当医療圏だけで解決出来る問題ではなく、県レベル、国レベルで考えるべき課題となるため、医療圏計画には記載しないこととした。なお、県担当課にはこの課題について連絡済み。 ⇒ <u>追記等の修正はなしとする。</u>	

No	該当ページ	意見	確認結果及び対応	備考
5	資料 2-2 (No.87) 67 ページ 第 6 章 小児医療対策 1 小児医療提供状況	(1) 医療提供状況 3 つめの○ 原案「医師・歯科医師・薬剤師調査によると、平成 26 年 12 月現在、主たる診療所を小児科とする医療施設従事医師数は 37 人、15 歳未満人口千人あたりの医師数は 0.58 人で、県平均 0.84 人より低くなっております。」 原案修正「平成 26 年 6 月医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)によれば 87 人で、15 歳未満千人あたり小児科医師数は 1.38 人と県内で最も少なくなっています。」 同じ調査なのに、時点と数値が随分違うのはどうしてか。	2 月 14 日医療体制部会で提出された県計画を確認。 パブコメ時点から、最新のデータに置き換わり、時点は年のみの記載に修正されていた。 また、数値については、原案が主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数であり、原案修正は小児科に従事(標榜)する医師数あることから違いがあった。 ⇒ <u>県計画を参考に、データを最新のものに時点修正し、用いる数値は原案と同じ、主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数に修正した。</u>	
6	資料 2-2 (No.93) 68 ページ 第 6 章 小児医療対策 3 保健、医療、福祉の連携	4 つめの○ 原案「○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「支援」を総合的に行っています。また 岡崎市民病院、県三河青い鳥医療療育センターと連携して、未就学の発達障害児に対する医療と療育を総合的に実施しています。」を、県からの指摘で、「県三河青い鳥医療療育センター」は削除されているが、連携しているため削除する必要はないのではないか。	資料 2-2 (No.93)で「県三河青い鳥医療療育センター」を削除した後、パブコメ(岡崎市)意見で「また 岡崎市民と連携して…」を全文削除しているため、岡崎市に確認。 岡崎市から「○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「療育」を総合的に行っています。また 岡崎市民病院、県三河青い鳥医療療育センターをはじめとする関係機関と連携して、未就学の発達障害児に対する医療と療育を総合的に実施しています。」との修正案を回答いただいたので、その案で修正可能か県担当課に確認中。 ⇒ <u>保留中</u>	県計画を参考に追加(パブコメ後)

No	該当ページ	意見	確認結果及び対応	備考
7	88 ページ 第11章 薬局の機能強化等 推進対策 第1節 薬局の 機能推進対策	今後の方策 1つめの○ 「○ 地域包括ケアシステムの中で薬局・薬剤師が地 域のチーム医療の…」とあるが、薬剤師・薬局では ないか。他にも同じような並びになっている所があ る。	⇒ご指摘のとおり修正。	

以下の変更点については、記載を省略した。

- ・文頭、文末、スペース等の体裁を整えた箇所
- ・誤字の修正箇所

今後修正予定。

- ・和暦と西暦の併記
- ・2月14日以降に提示された県計画を参考とした、時点修正